

# 日進市自治推進委員会について

## 1 自治推進委員会の役割

○日進市自治推進委員会条例

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議して答申する。

- (1) 基本条例の遵守及び見直しに関する事項
- (2) その他自治の推進に関する重要事項

○日進市自治推進委員会規則

(所掌事項)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に定めるその他自治の推進に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 日進市自治基本条例(平成 19 年日進市条例第 24 号)に規定する委任条例(以下「委任条例」という。)の制定及び見直し並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

任期は 2 年。現在は第 4 期（平成 26 年度～平成 27 年度）。

## 2 日進市自治基本条例

○日進市自治基本条例

第 8 章 条例の遵守等

(条例の遵守)

第 27 条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前 2 項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(条例の見直し)

第 28 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から 5 年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前 2 項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

平成 19 年 10 月 1 日施行 所管 企画政策課

※第 2 期及び第 3 期において検証（答申 平成 24 年 10 月 31 日）を行った。

※前回の検証から 5 年以内（平成 29 年 10 月 30 日まで）に検証する必要がある。

次回の検証の期限は第 5 期（平成 28 年度～平成 29 年度）の任期中となる。

### 3 日進市市民参加及び市民自治活動条例

○日進市市民参加及び市民自治活動条例

第 4 章 自治推進委員会による協議及び評価

第 27 条 日進市自治推進委員会条例(平成 19 年日進市条例第 30 号)の規定により設置される日進市自治推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に基づく市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。

第 5 章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第 28 条 市長は、この条例が日進市の市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進にふさわしいものかどうかを市民参加の下に検証し、その結果に基づきこの条例の見直し等必要な措置を講じなければならない。

平成 24 年 10 月 1 日施行

所管 市民協働課

### 4 これまでの経緯

◎第 1 期における諮問と答申について

「日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加と協働による市民主体の自治を推進する観点から、貴委員会の審議調査を求めます。」

諮問（平成 22 年 3 月 8 日）

答申（平成 22 年 3 月 11 日）

<概要>

1. 条例第 27 条第 1 項に規定される遵守等については適切である。

条例の周知等に努め、これまで以上に協働によるまちづくりに取り組んでいくことが必要である。

2. 条例の見直しについては、施行して 2 年余という短い期間であるため必要性がないと判断し、審議は行っていない。

検証の手法を含めた見直し及び「(仮称) 日進市市民参加及び市民自治活動条例」についても、多くの市民や条例の制定に携われた委員のまちづくりに対する思いを十分に活かして審議を行うべきである。

## ◎第2期における諮問と答申について

「(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること」

諮問(平成22年10月13日)

答申(平成24年1月12日)

<概要>

「日進市市民参加及び市民自治活動条例」について、自治の基本理念に沿った内容となっており、適切であるものと認める。

条例が制定された後は、職員や市民に対する周知等に努め、これまで以上に市民参加と協働によるまちづくりに取り組んでいくことを求める。

## ◎第2期における諮問及び第3期における答申について

「日進市自治基本条例の検証について」

諮問(平成23年11月11日)

答申(平成24年10月31日)

<概要>

課題はあるものの、現時点において条例を見直す必要はない。

課題については、今後も引き続き検証し、課題解決に向け、必要な措置を講じていただくことを求める。

**【課題】**

「コミュニティの定義」について(地縁型とテーマ型)

「危機管理」条項の追加について

自治基本条例の認知度

今後は各委任条例の推進状況等について評価及び検証を実施していく必要がある。

第12条「日進市議会基本条例」(平成23年4月1日施行)

第15・16条「日進市市民参加及び市民自治活動条例」(平成24年10月1日施行)

第21条「日進市情報公開条例」(平成11年10月1日施行)

第22条「日進市個人情報保護条例」(平成11年10月1日施行)

第23条「日進市行政手続条例」(平成9年10月1日施行)

第26条「日進市住民投票条例」(平成25年4月1日施行)

第27・28条「日進市自治推進委員会条例」(平成19年10月1日施行)

## ◎第 3 期における諮問と答申について

「市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について」

諮問（平成 25 年 7 月 5 日）

答申（平成 26 年 1 月 31 日）

## &lt;概要&gt;

現時点においては課題はあるものの、「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」に分けた評価を実施する。

1. 「市民参加」については、対象となる事項の手続が 2 つ以上の方法により実施されているかの確認となるが、数年後には手続の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進めることを求める。
2. 「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、現時点としては、市の執行機関が行うべき支援等についての評価とし、評価指標を定めることを求める。  
 今後は複数年かけ、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市民自治活動全体の把握を進めるとともに、定量的な指標と定性的な指標の設定に努めていただきたい。

## ◎第 4 期における諮問と答申について

「市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価について」

諮問（平成 26 年 10 月 31 日）

答申予定（平成 27 年度中）

※評価方法の検討中

## &lt;調査審議経過&gt;

## 第 1 期

回	日付	内容
1	平成 20 年 3 月 25 日	1.日進市自治基本条例について 2.自治推進委員会の目的・役割等について 3.自治推進委員会の検討事項（案）について
2	7 月 30 日	1.平成 19 年度第 1 回自治推進委員会での議論の内容確認 2.日進市自治推進委員会の検討事項について
3	11 月 6 日	1.平成 20 年度第 1 回自治推進委員会での議論の内容確認 2.日進市自治推進委員会の検討事項について
4	平成 21 年 12 月 24 日	1.平成 20 年度第 2 回自治推進委員会での議論の内容確認 2.日進市自治基本条例に係る取組みについて 3.日進市自治基本条例に関する検討事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 次日進市総合計画について</li> <li>・（仮称）日進市市民参加及び市民自治活動条例について</li> </ul>

5	平成 22 年 3 月 11 日	1.日進市自治基本条例に係る取組みについて ・日進市住民投票条例骨子案について ・(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例について 2.日進市自治推進委員会答申について ・日進市自治基本条例の遵守等について(答申)
---	---------------------	--

## 第2期

回	日付	内容
1	平成 22 年 5 月 26 日	1.諮問について 2.自治基本条例の制定過程について 3.(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例の検討について 4.日進市住民投票条例(案)について
2	10 月 13 日	1.諮問について ・(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること(諮問) 2.(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例の検討について
3	平成 23 年 3 月 28 日	1.日進市議会基本条例に関する説明 2.(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例の検討 3.日進市自治基本条例の見直しの検証の説明 ○その他 ・第1次日進市実施計画に関する説明
4	6 月 17 日	1.市民参加および市民自治活動条例(骨子)に対するご意見と市の考え方(案)について 2.市民参加および市民自治活動条例(骨子)に関する市議会での質疑応答についての報告
5	11 月 11 日	1.日進市市民参加及び市民自治活動条例について 2.日進市自治基本条例の検証について(諮問)
6	平成 24 年 1 月 12 日	○住民投票条例(案)に関する報告 1.日進市市民参加及び市民自治活動条例について(答申) 2.自治基本条例の検証について

## 第3期

回	日付	内容
1	平成 24 年 4 月 25 日	1.自治基本条例(自治体の憲法)について 2.自治基本条例の制定過程について 3.諮問事項等について
2	6 月 27 日	1.市民参加及び市民自治活動条例に関する報告 2.住民投票条例に関する報告 3.自治基本条例の見直しについて

3	8月8日	1.自治基本条例の見直しについて
4	9月21日	1.自治基本条例の見直しについて
5	10月31日	1.日進市自治基本条例の検証について（答申） 2.市民参加及び市民自治活動条例について 3.防災体制について
6	12月26日	1.自治基本条例に規定する委任条例の説明及び条例の運用状況について ・情報公開条例 ・個人情報保護条例 ・行政手続条例 ・議会基本条例
7	平成25年 2月4日	1.市民参加及び市民自治活動条例の概要について 2.市民参加及び市民自治活動条例の運用状況について
8	7月5日	○諮問 ・市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について（諮問） 1.第3期日進市自治推進委員会について ・自治推進委員会について ・委員会スケジュールについて 2.日進市市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について ・市民参加の手続の実施状況及び実施予定 ・市民自治活動の実施状況及び実施予定
9	11月1日	1.市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について 2.自治基本条例検証結果に対する見解について
10	平成26年 1月31日	1.市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について（答申） 2.コミュニティについて 3.日進市防災体制について

## 第4期

回	日付	内容
1	平成26年 6月27日	1.日進市自治基本条例について ・条例制定までの過程 ・条例解説 2.日進市自治推進委員会について ・自治推進委員会の目的・役割 ・調査審議事項（案）

		<p>3.「自治基本条例を暮らしに活かす」(講話)</p> <p>4.市民参加の手續の実施予定及び実施状況について</p>
2	10月31日	<p>○諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価について(諮問)</li> </ul> <p>1.市民参加及び市民自治活動の支援及び協働についての評価について</p> <p>2.市民自治活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南ヶ丘福祉まちづくり協議会</li> <li>・梨の木学区家庭教育推進委員会</li> <li>・公益財団法人アジア保健研修所の活動報告</li> </ul> <p>3.日進市防災体制について</p>
3	平成 27 年 3月13日	<p>1.市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価について</p> <p>2.市政の組織及び運営について</p>

## 5 平成 27 年度スケジュール（予定）

回	日付	内容
4	平成 27 年 6 月 19 日	○諮問 ・日進市自治基本条例に規定する委任条例について（諮問） 1.日進市自治基本条例に規定する委任条例について ・日進市自治推進委員会条例 2.日進市の防災体制について 3.平成 26 年度市民参加手続の実施状況及び平成 27 年度市民参加手続の実施予定について ○その他 ・日進市制 20 周年記念事業の実績報告について
5	8 月 5 日	1.日進市自治基本条例に規定する委任条例について ・日進市個人情報保護条例 ・日進市行政手続条例 ・日進市情報公開条例 ・日進市議会基本条例
6	10 月頃	1.日進市自治基本条例に規定する委任条例について ・日進市市民参加及び市民自治活動条例 2.市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価について
7	平成 28 年 1 月頃	1.日進市自治基本条例に規定する委任条例について ・日進市住民投票条例 2.住民自治組織について 3.市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価について
8	3 月頃	○答申 ・市民参加及び市民自治活動条例第 27 条の規定に基づく定期的な評価について（答申） ・日進市自治基本条例に規定する委任条例について（答申） 1.住民自治組織について 2.自治基本条例の周知について

※会議時間は約 90 分を想定しています。